

薬局経営/薬剤師業務のための 医療関連情報をピックアップ

さらに重要性を増しそうな連携による薬剤管理などの業務

～薬剤師・薬局機能を 巡る議論等の動きにみる～

診療報酬(調剤報酬を含む)と介護報酬の2018年度同時改定に向けた議論で、かかりつけ医機能とかかりつけ薬剤師・薬局機能の連携や、薬剤師の業務を含めた居宅等における医療などが主な検討事項に挙がっています。また、2018年度から始まる第7次医療計画では、薬局の役割に関し、医療機関との連携について明確化が図られるなど、薬剤師・薬局の役割は、ますます重要性を増しそうです。

● 居宅療養管理指導、 在宅患者訪問薬剤管理指導 などがポイントに

2018年度の診療報酬・介護報酬の同時改定に向けて検討される医療と介護の連携に関する事項には、訪問診療や訪問看護等とともに薬剤師の業務を含めた「居宅等における医療」が挙がっています。介護報酬における居宅療養管理指導の評価と診療報酬における訪問指導管理の評価、医療と介護の訪問看護のサービス、居宅等における看取り支援などについて、そのあり方が具体的に検討されるとみられます。

薬局にとっては、薬剤師が行う居宅療養管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導等が検討事項に該当します。

また、外来医療について、かかりつけ医機能とかかりつけ薬剤師・薬局機能の連携が検討事項に挙

がっているほか、重点・個別分野の中で、薬剤使用の適正化に係る薬剤管理業務を検討することも例示されています。

薬剤師・薬局の連携による薬剤管理などの業務は、現行の調剤報酬でも評価されていますが、今後は、それらの見直しや新たな評価方法が検討される可能性があります。

薬剤の適正使用に関しては、2016年度診療報酬改定の答申の際に、「残薬、重複・多剤投薬の実態を調査・検証し、かかりつけ医とかかりつけ薬剤師・薬局が連携して薬剤の適正使用を推進する方策を引き続き検討する」などとした付帯意見も添えられていました。

医療計画等における薬局の役割も いっそう重要な位置づけに

都道府県が2017年度に作成する第7次医療計画(2018年度～23年度)では、薬局の役割がより明確に位置づけられる予定です。次期医療計画は、市町村の介護保険事業計画とともに、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に影響する重要なものと考えられています。

厚生労働省の検討会による医療計画の見直しに関する意見のとりまとめでは、地域の薬局には、医薬品等の供給体制の

確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し、適切な薬物療法を提供することや、入退院時における医療機関等との連携、休日・夜間の対応などの役割を果たす必要があるとしています。

これは、安全で質の高い医療を提供するために、薬物療法についても入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築する必要がありますとしたものです。

また、在宅医療に関しては、取り組みにおける

PDCAサイクル推進のために設定する指標の中に、在宅患者訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費を算定している薬局数も挙げられています。

なお、次期診療報酬改定に向けた在宅医療に関する検討に関しては、医療の質と量はもとより、効率性も確保しながら、多様化する患者のニーズに応えることができるような新たなサービス提供のあり方や、地域の状況、個々の患者の状態、医療内容、住まい・住まい方等を踏まえた評価のあり方についてどう考えるか、といった課題が挙げられています。

● 薬局の連携や在宅訪問薬剤管理等に係る現行の評価と見直しの経緯(抜粋例示)

【調剤報酬】(2016年度改定時)

● 在宅患者訪問薬剤管理指導料

1. 同一建物居住者以外の場合……650点

2. 同一建物居住者の場合……300点

※高齢者施設やマンションなどの集合住宅等に同居・入所している複数の患者に対して実施した場合が「同一建物居住者の場合」を算定する。
※訪問薬剤管理指導等の結果に係る情報を、指示を出した医師に文書で提供する。

2016年度改定前は、「薬剤師1人1日5回まで」(患者1人につき月4回まで)の算定に限られたが、「薬剤師1人週40回まで」(患者1人につき月4回まで)に見直された。訪問対応に集中する日を決めるなど、特定の日に多人数への訪問薬剤管理指導を行うことも可能になった(末期の悪性腫瘍の患者および中心静脈栄養法の対象患者は、週2回かつ月8回まで算定可能)。
また、同一世帯の複数の患者に訪問薬剤管理指導を実施した場合には、1人目の患者は「同一建物居住者以外の場合」の650点を算定できるように見直された(2人目以降は「同一建物居住者の場合」の300点を算定)。

● 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料……30点

※在宅患者訪問薬剤管理指導料や居宅療養管理指導費(介護報酬)等を算定している患者に対し、薬剤服用歴等に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合に、処方せん受付1回につき所定点数を算定する。
※薬剤服用歴管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者については算定しない。

在宅薬剤管理指導業務における疑義照会の評価として、2016年度改定で新設。

【介護報酬】(2015年度改定時)

● 居宅療養管理指導費(薬局の薬剤師が行う場合)

1. 同一建物居住者以外の場合……503単位

2. 同一建物居住者の場合……352単位

医療機関の薬剤師が行う場合は同一建物居住者以外が553単位、同一建物居住者は387単位となっており、薬局の薬剤師が行う場合より単位設定が高い。一方、医療機関の薬局が実施する場合は、月に2回までの算定とされているが、薬局の薬剤師が行う場合は月に4回まで算定が可能で、さらに、がん末期患者および中心静脈栄養を受けている患者は、週2回かつ月8回まで算定可能とされている。

● 医療計画などに係る今後のスケジュール

